

2013年5月23日

国土交通省

大臣 太田 昭宏 様

関東地方整備局

河川部長 泊 宏 様

利根川上流河川事務所

所 長 須見 徹太郎 様

利根大堰周辺の土砂採取工事による自然破壊の進行 と自然再生事業に関する公開質問状

行田ナチュラリストネットワーク

代表 橋本 恭一

NPO 法人ふるさと創生クラブ

代表 今村 武蔵

NPO 法人熊谷の環境を考える連絡協議会

副会長 新井 千明

全国環境保護連盟

代表 岩田 薫

私たちは、利根川水系の河川環境保全に取り組むと共に、全国的な治水と河川環境の動向に関心を持つ市民団体です。

私たちが30年来の活動フィールドとしている利根大堰周辺については、2003年より治水目的の河川敷掘削が開始され一定の自然環境配慮が行われたものの、2007年にそれまでの自然環境対策を全く無視した再掘削工事の実施が表面化し、新聞やTVでも報道される程の社会問題となった経緯があります。私たちは、この問題に対し2008年4月9日に当時の冬柴国土交通大臣等に公開質問状を提出し、その後工事の担当機関である利根川上流河川事務所と何度もの話し合いを行い、河川事務所の謝罪と反省のもとに2011年8月10日に「利根大堰周辺の治水と環境検討会」が設立され、『治水』と『自然再生』の2つの目的の推進を一体的に進めることが合意されました。

そうした中で、その後の土砂掘削の数年間にわたる工事計画が提示され、改めて第1弾として2012年3月～5月にかけての掘削工事が実施されました。私たちは、あくまでも掘削に際しては生物多様性の保全や再生も同時に実現させることを何度も求めてきましたが、常に河川事務所からは簡単な資料が提示されるばかりで、河川環境がどれだけ再生や改善されるかの見通しも不明確なまま工事の推進を前提とした場が設定され続けて来ました。こうしたことから、利根川上流河川事務所に対しては口頭のみならず2012年5月9日、9月10日、12月20日、2013年3月12日と、この間に4度にわたる文書による申し入れも行ってきたところです（参考資料参照）。

私たちとしては、当該流域である利根大堰周辺の現状を正確に把握する必要があることから、去る4月6日・14日に関係団体による現地調査を行いました。現場を詳細に確認して唖然とする思いでいっぱいになりました。掘削工事に伴い「自然再生」どころか、「自然破壊」がさらに進行拡大している事実が明らかになったからです。こうした現状に直面し、私たちがこれまでに指摘してきた治水と環境のバランスを十分検討した進め方を行うべきとの主張が正しかったとの思いと、なぜ自然環境対策がこれ程までに軽視されるのかの大きな疑問を抱かざるを得ませんでした。

全国的に『国土強靱化』が謳われ土木工事による環境破壊が各地で懸念される今、利根大堰周辺の公共事業に伴う「自然破壊」と「自然再生」の進め方は全国の試金石とも捉えられるものと、私たちは認識しています。そこで、国土交通大臣に改めて基本的な見解をお伺いしたく、公開質問状を提出いたします。

速やかに文書による回答をいただきたく、お願いいたします。

記

1. 治水目的による掘削工事のみが進み自然破壊が拡大する中で、自然再生対策が全く実施されていないことへの基本的な認識について

私たちが今回現地調査を実施し、最も憤慨せざるを得なかったのは、利根川上流河川事務所と私たちは3年来協議してきたにもかかわらず、当該地区の掘削工事に伴う治水対策と自然再生事業の一体的な推進について、現時点では治水目的のためだけの自然破壊型の掘削工事とそれに付随した環境悪化のみが拡大し、河川環境の再生や生物多様性の改善は全く取組まれていない現状です。

具体的な事例をあげると、当初の利根大堰下流河岸部への土砂掘削工事が着工された2003年時点から、私たちは当該区間で最も保全重要性が高い自然環境として左岸流路跡の「たまり池」をあげて、一貫して積極的に保全するよう主張してきました。当初の掘削工事では、「たまり池」周囲の現況保全が尊重されましたが、問題となった2007年の再掘削工事により池の隣接地にまで工事がおよんだことで水位低下が顕著となり、2010年8月からの私たちと利根川上流河川事務所との話し合いの中では、この場所も含んだ湿地再生の推進について度々協議されてきました。

この「たまり池」は、利根大堰の影響で土砂堆積による乾燥化が年々進む利根川左岸高水敷にあって、年間を通じて湧水による安定した止水域が形成されていた数少ない湿性環境でした。カエル類や水鳥、水生昆虫、水生植物等も豊富な生物多様性の供給基地とも言える貴重な場所であっただけに、環境保全を最優先に求めると共に掘削等による今後の工事の中では、止水池や湿地としての自然再生を重要課題のひとつとして申し入れてきました。

それが、今回私たちが行った4月6日の現地調査では完全に水が枯れているのみならず、四輪駆動車やモトクロスバイクの轍跡が縦横無尽に走っており、野生動植物の見る影も無く絶滅状態でした（写真①参照）。私たちは、この「たまり池」を20年以上にわたって観察していますが、このような無惨な環境となったのは初めてのことです。こうした現状は、これまでの掘削工事に伴う水位低下と工事用通行路を利用した四駆やモトクロスの侵入増大によることは明らかです。

自然破壊の拡大は、この「たまり池」だけに留まるものではありません。土砂掘削に伴う自然再生の目標としては、湿地のみならず河川中流域特有の「河岸砂礫地」の自然再生も目標として掲げ、かつて当該地区でも繁殖していたコアジサシやイカルチドリ、

カワラバタ等の生息復元についても話し合われてきました。それが、利根川左岸水際部の砂礫地の現状は目を覆うばかりの惨状となっています。ここでも、工事用通行路から侵入した四駆が多数集結する、格好の走行場所となっていました(写真②参照)。

掘削工事を通じた四駆やモトクロスの集団走行場所としての不適切な当該河川敷の利用については、最近では周辺住民からも問題視されるほどになり、昨年より数ヶ所に看板が立てられるに至っていますが(写真③参照)、全く改善されていません。

利根川上流河川事務所は、2007年に新聞報道された生物多様性を軽視した再掘削工事のあり方を反省し、当該地区が河川環境の重要性が高い場所であるとの認識に立って、河岸を若返らせ多様な河川環境を育むことを目的に、2011年8月に「利根大堰周辺の治水と環境検討会」を立ち上げ、私たちと何度も協議を行ってきたハズです(検討会設立趣意書、参照)。

上記した現時点の当該地区の河川環境の現状を見る限り、私たちはこの検討会の目的を利根川上流河川事務所が自ら蔑ろにして、再度、自然破壊とセットになった掘削工事のみが進んでいるとしか思えません。

私たちは、何度もくり返し表明していますが、掘削工事自体を否定するものではありません。工事を実施するのであれば、検討会の目的として共有された治水対策と自然再生対策の一体的な推進が不可欠と考えているものです。私たちには、現状を見る限り利根川上流河川事務所が自然再生事業に真剣に取り組んでいるとは全く思えません。

上記で指摘した掘削工事に伴って自然破壊が一方的に進んでいる現状をどのように認識しているのか、また治水工事は目に見えて進められているものの、もう一方の自然再生の対策についてはどのように進んでいるのか具体的に示してください。

特に、「たまり池」や「河岸砂礫地」の自然破壊の現状を踏まえ、きちんと自然再生に取り組んでいくつもりがあるのか否かの見解を明確にお示してください。

2. 自然再生対策に取り組む上での基礎的な進め方への見解について

2007年時点の自然破壊型掘削工事の反省に立って、利根川上流河川事務所と私たちは「利根大堰周辺の治水と環境検討会」の設立前後において、2010年から'12年8月までに計6回におよぶ協議を行ってきました。私たちの今日に至るまでの主張は一貫して掘削工事を進める以上、効果的な自然再生事業も一体的に推進すべきとのもので、それ以上でもそれ以下でもないことは、これまでに記した通りです。

当初の協議においては、「自然再生推進法」が既に制定されていたことから私たちは法律に基づく協議会を設立すべきとの意見を提出しましたが、利根川上流河川事務所としてはそこまでの位置づけをしなくても自然再生事業に積極的に取り組むとの強い表明があり、私たちもそれならばと了解した経緯があります。

法的な位置づけがあるか否かに関わらず、現在全国各地で多数の自然再生事業が公共事業の一環として進められていることは周知の通りです。これらの積み重ねの中で、自然再生事業には一定の進め方があることは、関連書籍やHP等の情報により環境NP0の多くが認識しています。例えば、事業対象区域の生物多様性の現状を正確に把握し、課題点や自然再生の目標を整理したうえで、目標達成を図るための最も効果的な工事工法や維持管理方を参加メンバーとの合意形成と協働の中で進めていく、と言う一連の流れです。

利根大堰周辺の掘削工事においては、上記の全国的な事例に基づく最も基本的な進め方を何度申し入れても一向に実現されていません。対象区域の生物多様性に関する調査については、掘削場所を対象とした詳細調査は実施されずに広域的なスケールのラフな調査資料が提示されるのみです。しかも、なぜか植物と鳥類の調査データのみであり、毎回の会議で申し入れているように少なくとも哺乳類・鳥類・両生爬虫類・魚類・昆虫類・植物等の主要動植物の現状把握が不可欠です。こうした客観的な資料に基づいて、掘削工事に伴う個別の希少種や外来種対策と、池沼・湿地や河川砂礫地の再生目標ごとの詳細計画の作成が不可欠ですが、利根川上流河川事務所から提示されるのは「あくまでイメージです」あるいは「イメージ図」と明記された、A4版数枚程度の簡単な資料のみです。私たちから言わせれば、この程度のレベルの低い自然再生対策の検討だからこそ、自然再生どころか自然破壊のみが進んでしまっていると思えます。

こうした自然再生対策のセオリーも踏まえていない利根川上流河川事務所の対応は、単に自然再生事業への認識不足であるのか、そもそも治水のための掘削工事を何としても進めるためのポーズとして自然再生を掲げていることを意味するものか、私たちとしては不信感を持たざるを得ません。

全国の河川事業で実施されている自然再生の取組みに照らして、利根大堰周辺での進め方がなぜ極めて安易であるのか理由を納得できるよう説明してください。また、同じ利根川上流河川事務所が進める渡良瀬遊水地の自然再生事業との比較においても、同じ治水対策も含めた一体的な整備であるのに、なぜ利根川本川では真剣に取り組まれているのか全く理解できません。

今後、利根川本川においては、「首都圏氾濫区域堤防強化対策」の推進により河川敷内の土砂採取が各地で行われることが予測されますが、その掘削工事に伴う自然再生対策は利根大堰周辺と同様程度のレベルで良い、と認識しているのか否かについても見解をお示しください。

3. 市民参加による河川事業検討に当たっての公平かつ民主的な協議・運営のあり方について

私たちは、利根大堰周辺における自然再生対策の軽視は単に一地域の問題であると思いません。「改正河川法」において、河川環境の保全整備と共に住民参加が位置づけられてから既に16年におよぶ年月がたちますが、今回の問題はこれらの主要改正点が浸透するどころか、治水や防災のみを増大させていく「先祖がえり」が進むのではないかと、との懸念を抱かせるものです。

私たちは自然再生対策を充実させるべきとの意見を、別紙参考資料等に示すように発言のみならず文書としても何度もくり返し提示していますが、毎回単なるガス抜きの対応に終始し一向に改善されないことは、上記した大きな潮流があるとはしか理解できません。

例えば、何度も同じ意見を出させざるを得ないため、これまでの検討会の「詳細議事録」の提出を求めたところ、そのようなものは存在せずとの回答があり、利根川上流河川事務所が都合良くとりまとめた「議事録要旨」が提示されるのみの実態があります。また、検討会の進行やとりまとめ役についても、私たちは公正中立な立場の学識者が担当すべき意見を提出しましたが、この点もウヤムヤの中で利根川上流河川事務所が自ら検討会の仕切り役となっています。さらに、検討会の規約では学識者の存在は必要に応じ助言を仰ぐ立場と位置づけられてしまった中で、特定の一人の学識者の植物のみの専門的知識に基づいて、自然再生対策の内容が検討されているとの懸念があります。

2007年時点で問題化した再掘削工事の際には、利根川上流河川事務所は人事異動により自然環境対策の内容がうまく伝わらなかったことが自然破壊の原因であるとして、私たちに説明し、謝罪と反省をしました。しかしながらその後に設立された検討会でも、上記したように会議の「詳細議事録」も無いような運営が行われており、私たちは工事を進めるだけのアリバイづくりのために検討会に参加するかの現状となっています。

治水と自然再生の調和した進め方を検討する場であるにしては、利根川上流河川事務所の対応はあまりに片寄りが大きく、何か大きな思惑を感じざるを得ません。

「改正河川法」に則った住民参加および河川環境の保全整備と治水対策の合意形成の図り方として、現在の検討会の形態が望ましいものか否かについての基本的な見解を示してください。

【 連 絡 先 】

全国環境保護連盟

代表 岩田 薫

TEL. [REDACTED]

FAX. [REDACTED]

◆『治水工事』と『自然再生』を一体的に進めるとの合意形成が無視され自然破壊のみが進行する「利根六堰下流左岸・掘削工事周辺地」の現状 ①

- ・利根大堰の影響により、河床低下に基づく高水敷の乾燥化（湿地の減少）が進む中で、流路跡の「たまり池」は水生動植物が集中する生物多様性の高い場所として現況保全されてきた
- ・2007年の問題となった再掘削工事で、「たまり池」周辺まで掘削が進み水位低下等が懸念され、2010年以降の協議の中で積極的に『自然再生』の対象とすべき点が話し合われてきた
- ・ところが、2013年4月の環境NPOの現地調査で完全に水が涸れていないのみならず、四駆やモトクロスの軌跡が縦横無尽に走り、水生動植物は絶滅状態に至ったことが確認された
- ・原因は、たまり池への『自然再生』のための取組みが一切行われていない中で、周辺掘削工事の通行路からの四駆やモトクロスの侵入拡大による自然破壊であることが明らかである

● 2007年4月27日



● 2013年4月14日



◆『治水工事』と『自然再生』を一体的に進めるとの合意形成が無視され自然破壊のみが進行する「利根大堰下流左岸・掘削工事周辺地」の現状 ②

- ・2011年8月に設置された『利根大堰周辺の治水と環境検討会』では、掘削工事に伴い「湿地」や「河岸砂礫地」を対象とした『自然再生』に取り組むことが話し合われてきた
- ・2013年5月現在、治水目的の掘削工事は進んだものの河川環境の保全や再生は全く取組まれず、「河岸砂礫地」についても四駆やモトクロスの侵入が近年増加している
- ・湿地再生が進まず「たまり池」が自然破壊されたことと同様に、掘削工事用通行路から侵入した四駆やモトクロスが「河岸砂礫地」の自然破壊を拡大させていることが顕著
- ・利根大堰周辺の河川環境や動植物については、NP0会員による40年前からの観察記録の蓄積があり、検討会の中では砂礫地の生物多様性をとり戻すことを何度も主張してきた経緯がある

●2013年4月6日



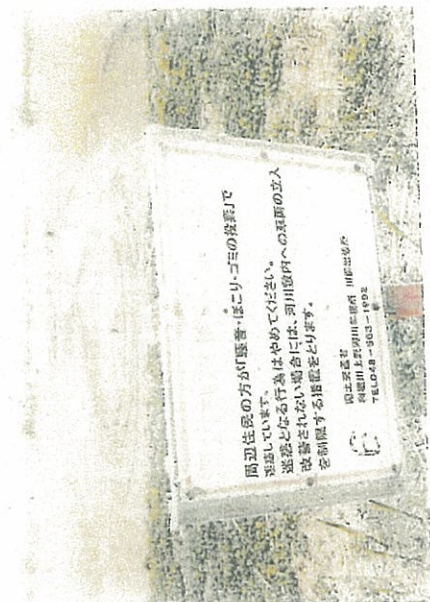
●2013年4月6日



③ 『治水工事』と『自然再生』を一体的に進めるとの合意形成が無視され自然破壊のみが進行する「利根大堰下流左岸・掘削工事周辺地」の現状

- ・利根大堰下流左岸の高水敷については、以前から四駆やモトクロス利用が行われていたが、掘削工事の拡大に伴い通行路からの侵入が河川敷の各所で明らかに増大している
- ・近年では多数が集まる集結地として、河岸部・高水敷・堤防を登地して集団走行するため、自然破壊のみならず周辺住民からも苦情が寄せられる事態となっている
- ・工事用通行路等の車両侵入は禁止とされているが、河川監視パトロールカーは四駆やモトクロスの侵入走行が明らかであるにもかかわらず有効な手立てを講じていない
- ・現時点では、「治水工事」と「自然再生」の一体的推進は単なる名目のみで、掘削工事に伴う自然破壊だけが進む状況が放置されている。『自然再生』の計画的取組みが不可欠である

●2013年4月6日



●2013年4月6日

